

せたな町狩猟免許取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による農林水産物への被害及び人的被害を防止するため、有害鳥獣の捕獲に従事しようとする者に対して、必要な狩猟免許の取得、猟銃の所持許可の取得及び猟銃の購入に要する経費に対し、予算の範囲内においてせたな町狩猟免許取得補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、せたな町補助金等交付規則（平成17年規則第36号）、せたな町町税等の滞納に対する行政サービスの制限措置に関する条例施行規則（平成21年規則第6号）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する狩猟免許のうち、第一種猟銃免許をいう。

2 この要綱において「狩猟免許の取得等」とは、前項に規定する狩猟免許の取得後、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の規定による許可及び同法第7条の規定による許可証を受けて猟銃等を購入することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者で、かつ申請時において町税等を滞納していない者
- (2) 新たに狩猟免許の取得等を行おうとする者で、北海道猟友会檜山北部支部に所属し、せたな町が委嘱する有害鳥獣捕獲活動に率先し、継続的に従事できる者。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は別表の右欄に掲げる補助金額の合計額とし、補助金額に1千円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てた額とする。また、その交付は、それぞれの費用について1回限りとする。

3 猟銃等の購入に係る補助金の額は、25万円を限度とする。また、その助成は、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、狩猟免許取得補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 取得した第一種狩猟免許状及び銃砲所持許可証の写し
- (2) 前条に定める経費に要した領収書の写し
- (3) 猟友会に入会したことを証する書面

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する交付申請書を受領したときは、当該申請に係る書類等について審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を狩猟免許取得補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の決定を受けた申請者は、狩猟免許取得補助金請求書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 町長は、前条の規定に基づき補助金の請求があったときは、速やかに交付する。

(補助金の返還)

第9条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、町長は補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 虚偽の申請等、不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に定める事項に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。